

第 1 章 計画の枠組み

第1章 計画の枠組み

1 計画策定の目的

誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を
選択できる社会の実現は、全ての人々の切実な願いであり、区民一人ひとりが
幸福を実感できるまちを目指す「荒川区基本構想」の基本理念でもあります。
こうした社会を実現するには、私たちの誰もが、男女、年齢、国籍、性
自認・性的指向、立場等にかかわらず、互いを認め合い、個々人の個性と能
力を十分に発揮できる環境を整備していくことが必要です。職場、学校、家
庭、地域等、日常生活のあらゆる分野に密接に関わる男女共同参画を推進し
ていくことは、その大きな原動力となります。

本計画は、こうした趣旨を踏まえ、「男女共同参画社会基本法」第14条第
3項に基づく市町村行動計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
等に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画及び「女性の
職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する市町村
推進計画を包含する計画として、誰もが自分らしく生きることができると
社会の実現を目指し、区政の各分野において必要な施策を総合的に推進す
ることを定めるものです。

2 計画策定の背景

(1) 国際社会の動き

平成7年(1995年)の第4回世界女性会議において採択された「北京宣
言・行動綱領」が男女共同参画・女性活躍推進の国際的な基準となり、以降
5年ごとに、世界全体で進捗と課題を振り返る取組が行われてきました。

平成22年(2010年)には、これまで女性の地位向上を進めてきた4つ
の国連機関を統合・強化した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの
ための国連機関(UN-Women)」が発足し、女性の政治参画とリーダーシップ
の促進、女性の経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する暴力の撤廃等
が重点分野として取り組まれてきました。

さらに、平成27年(2015年)には、「国連持続可能な開発サミット」に
おいてSDGs(持続可能な開発目標)が採択され、持続可能性に関する世
界の諸問題についての17のゴールが示されました。この中で「目標5 ジ
ェンダーの平等の達成とすべての女性と女兒のエンパワーメント」は、全
てのSDGsを達成するために不可欠の手段であるとして、国際的な取組の
加速化が図られています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により世界規模での社会的危機
下にある中で、国連は令和2年(2020年)4月の報告書において、新型コ
ロナウイルス感染症が女性及び女兒に及ぼす悪影響は、健康から経済、安全、
社会保障に至るまでのあらゆる領域で大きくなっていることを指摘し、女

性への影響を踏まえた政策的対応の重点事項を示しました。ジェンダー平等の視点に立った政策立案と具体的な対応に向けて、国際的な協調がますます重要になっています。

男女共同参画に関する国際的な指数

2019年に国連開発計画（UNDP）が発表した「人間開発報告書2019」によると、我が国は、人間開発指数（HDI）が189の国と地域中19位、ジェンダ - 不平等指数（GII）が162か国中23位となっています。一方、世界経済フォーラムが2021年に発表したジェンダーギャップ指数（GGI）は156か国中120位となっています。

人間開発指数 = HDI

「長寿で健康的な生活」「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測るもの（平均寿命、1人当たりGDP、就学率等）

ジェンダ - 不平等指数 = GII

国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの（妊産婦死亡率、国会議員の女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）等）

ジェンダーギャップ指数 = GGI

世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、健康分野、政治分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできるもの

人間開発指数（2018年）

順位	国名	HDI 値
1	ノルウェー	0.954
2	スイス	0.946
3	フィンランド	0.942
4	ドイツ	0.939
4	香港	0.939
19	日本	0.915

ジェンダー不平等指数（2018年）

順位	国名	GII 値
1	スイス	0.037
2	スウェーデン	0.040
2	デンマーク	0.040
4	オランダ	0.041
5	ノルウェー	0.044
23	日本	0.099

ジェンダーギャップ指数（2021年）

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.832
3	ノルウェー	0.842
4	ニュージーランド	0.799
5	スウェーデン	0.820
120	日本	0.652



ジェンダ - ギャップ指数（GGI）の順位は、人間開発指数（HDI）やジェンダー不平等指数（GII）の順位と比べて著しく低くなっています。健康（65位）と教育（92位）の分野では、日本にジェンダーギャップはほとんどないとの評価をされていますが、他の多くの国も評価が高いため、差がつかせませんでした。

政治（147位）や経済（117位）における意思決定に参加する機会等において、諸外国と比べて男女間の格差が大きいため、順位が低くなっています。

<参考；令和2年度版男女共同参画白書 / 内閣府総合情報誌『共同参画』令和3年5月号>

(2) 国の動き

男女共同参画基本計画

平成11年に制定した「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年「男女共同参画基本計画」を策定以降、平成17年に第2次、平成22年に第3次、平成27年に第4次の男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の促進を図ってきました。

令和2年12月には、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を策定し、以下に掲げる4つの社会の実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。同計画では、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が定められています。

男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会

男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家族生活を送ることができる社会

あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

働く場における環境整備

(男女雇用機会均等法)

- ・ 雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等を図ることを目的として、昭和60年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」を制定以降、数次にわたる改正により強化・充実を図ってきました。セクシュアル・ハラスメント対策についても、平成9年に事業主に対する配慮義務を定めて以降、対象の範囲を順次拡大しています。また、平成29年の改正では、働き方改革の取組の一環として、事業主に対して、妊娠・出産を理由とする不利益取扱いの禁止や上司・同僚からの妊娠、出産等に関する嫌がらせの防止措置を講ずることが義務付けられました。

(育児・介護休業法)

- ・ 仕事と育児の両立を図ることを目的として、平成3年「育児休業法」の制定により育児休業制度を法制化した後、平成7年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」として、介護休業制度の法制化を図る等、数次にわたる改正により強化・充実を図ってきました。平成29年の改正では、働き方改革の取組の一環として、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大や育児休業・介護休業・介護休暇を取得しやすい環境整備を図りました。

(女性活躍推進法)

- ・ 働く場で活躍したいと希望する全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、平成28年4月1日に「女性の職業

生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を施行し、一定規模以上の事業主に対し、数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が義務付けられました。令和元年には、行動計画の策定義務の対象事業所拡大や情報公表の強化等を内容とする改正が行われました（対象事業所拡大の改正は令和4年4月1日施行）。

（労働施策総合推進法）

- ・ 令和元年に、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」が改正され、パワー・ハラスメントの防止対策を法制化しました。

家庭の場等における環境整備

（DV防止法）

- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）を制定以降、数次にわたる改正により対象範囲の拡大等、強化・充実を図ってきました。令和元年の改正では、児童虐待と密接な関係があるとされる被害者の適切な保護を図るため、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所が明記されました。

（児童福祉法・児童虐待防止法）

- ・ 全国各地で児童虐待に係る痛ましい事件が発生している状況を踏まえ、近年では、平成28年、平成29年、令和元年に児童福祉法及び児童虐待防止法を改正し、児童虐待防止対策の強化・充実を図りました。令和元年の改正では、体罰の禁止を法制化し、児童の権利擁護を明確化する改正が行われました。

（高齢者虐待防止法）

- ・ 高齢者の権利を擁護し、高齢者に対する虐待の防止や早期発見に向けた取組の促進を図るため、平成18年に、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。

（障害者虐待防止法・障害者差別解消法）

- ・ 障がい者の権利を擁護し、障がい者に対する虐待の防止や早期発見に向けた取組の促進を図るため、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

その他

- ・ 平成30年に民法を改正し、女性の婚姻年齢を18歳に引き上げ、男女の婚姻開始年齢を統一することとしています（令和4年4月1日施行）。
- ・ 国会や地方議会における男女共同参画の推進を図るため、平成30年に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定しました。
- ・ 刑罰法規の分野では、平成28年に「ストーカー行為等の規制等に関

する法律（ストーカー規制法）」の改正により、規制対象の拡大や罰則を強化したほか、平成29年の刑法の改正により、性犯罪規定を改め、性別を問わずに適用するとともに、非親告罪化や法定刑の引上げ等が行われました。

- ・ 「性犯罪・性暴力対策の強化方針」に基づき、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として、実効性ある取組を推進しています。

（3）東京都の動き

平成12年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成14年には男女共同参画社会基本法及び東京都男女平等参画基本条例に基づき、「男女平等参画のための東京都行動計画 - チャンス&サポート東京プラン 2002」を策定しました。以降、平成19年・24年に行動計画を策定し、現在は、平成29年に策定した「東京都男女平等参画推進総合計画」により推進しています。

配偶者暴力対策の分野では、平成21年に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、平成24年に改定を行いました。平成29年には、「東京都男女平等参画推進総合計画」の中に、男女共同参画行動計画、女性活躍推進計画、配偶者暴力対策基本計画をそれぞれ位置付け、対策を推進しています。

平成30年、性的マイノリティを理由とする差別のない東京の実現とヘイトスピーチ（本邦外出身者への不当な差別的言動）のない東京の実現を目指し、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、当該条例に基づく計画として、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。

（4）荒川区の取組

平成2年に「男女共同参画をめざす あらかわ 推進計画」を策定し、平成8年には、男女共同参画の取組の推進拠点として荒川区立男女平等推進センター（アクト21）を開設しました。

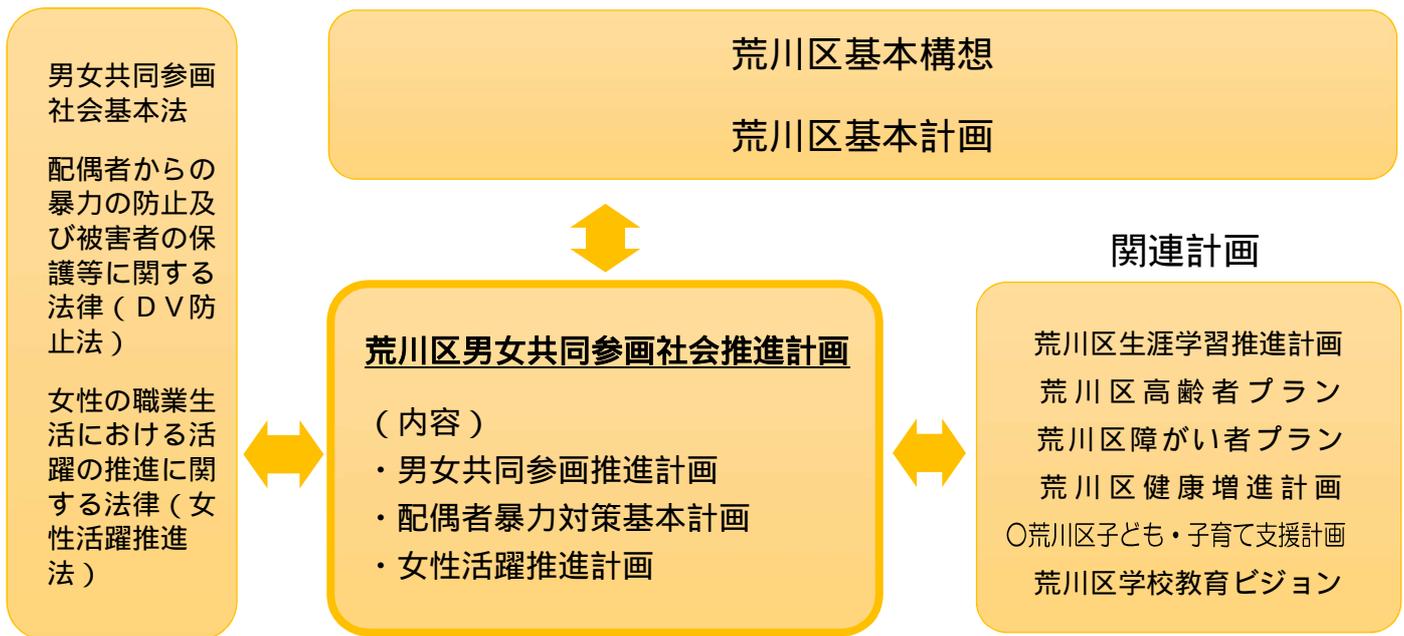
平成13年には、男女共同参画社会基本法に基づく行動計画として「荒川区男女共同参画社会推進計画」を策定し、以降、平成23年に「荒川区男女共同参画社会推進計画（第3次）」、平成28年に「荒川区男女共同参画社会推進計画（第4次）」を策定し、取組を推進してきました。

配偶者暴力対策としては、平成19年に「荒川区配偶者等からの暴力防止及び被害者支援のための関係機関連絡会」を設置するとともに、平成22年に「荒川区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」を策定し、平成25年の改定を経て、現在は、「荒川区男女共同参画社会推進計画（第4次）」の中に位置付け、取り組んでいます。平成27年11月には、「荒川区配偶者暴力相談支援センター」及び「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」を設置し、配偶者暴力の被害者の支援を総合的に推進しています。

また、令和2年4月には、子どもを守るための総合的な児童相談体制の整備・充実を図るため、「荒川区子ども家庭総合センター」を開設し、同年7月から児童相談所としての業務を開始しました。

3 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村行動計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する市町村推進計画を包含し、「荒川区基本構想」の趣旨や「荒川区基本計画」を踏まえつつ、各分野の関連計画とも連携し、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指す実行プランです。



4 計画の概要

(1) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(2) 計画策定の体制

- ・ 本計画の策定に当たり、学識経験者及び区内の様々な分野で活動をしている区民委員による策定委員会を立ち上げ、検討を行いました。
- ・ また、荒川区政世論調査の調査結果を参考とし、関係団体への意見聴取と併せて、広く区民の意見聴取を行い、計画の策定を行いました。

(3) 計画の進捗管理・評価

本計画に掲げた事項は、毎年度、計画の進捗状況について点検・評価を行い、公表します。

(4) 計画の見直し

本計画は、毎年度の進捗状況の点検・評価を踏まえて必要に応じて見直しを行います。



第2章 基本的な考え方

第2章 基本的な考え方

1 現状と課題

(1) 人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上

誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現に向け、人権が尊重され、多様な生き方を認め合う意識を地域の共通認識として定着させ、一層の向上を図っていく必要があります。

人権意識の向上

区民の人権意識については、令和元年度に実施した荒川区政世論調査（以下「区政世論調査」といいます。）において、人権が「十分守られている」「十分でないが守られている」と認識している割合が全体の80%を超え、平成15年度に実施した前回調査の約65%を15ポイント以上上回る等、区民の間に人権尊重意識が着実に浸透してきています。

一方で、区民が関心のある人権課題として挙げたものは、「子ども・いじめ」「インターネット」「障がい者」「高齢者」「女性」「ハラスメント」「拉致問題」「外国人」「震災」「性自認」「性的指向」「犯罪被害者」等、非常に多岐にわたっています。

「性自認」や「性的指向」等、従来の男女の概念だけでは捉えきれない課題も顕在化する等、多様化・複雑化している人権課題を解決していくには、それぞれの課題に関し、区民に対して正しい理解や意識の醸成を図るための啓発や学習の機会を提供するとともに、悩んでいる区民がより相談しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

男女平等意識の向上

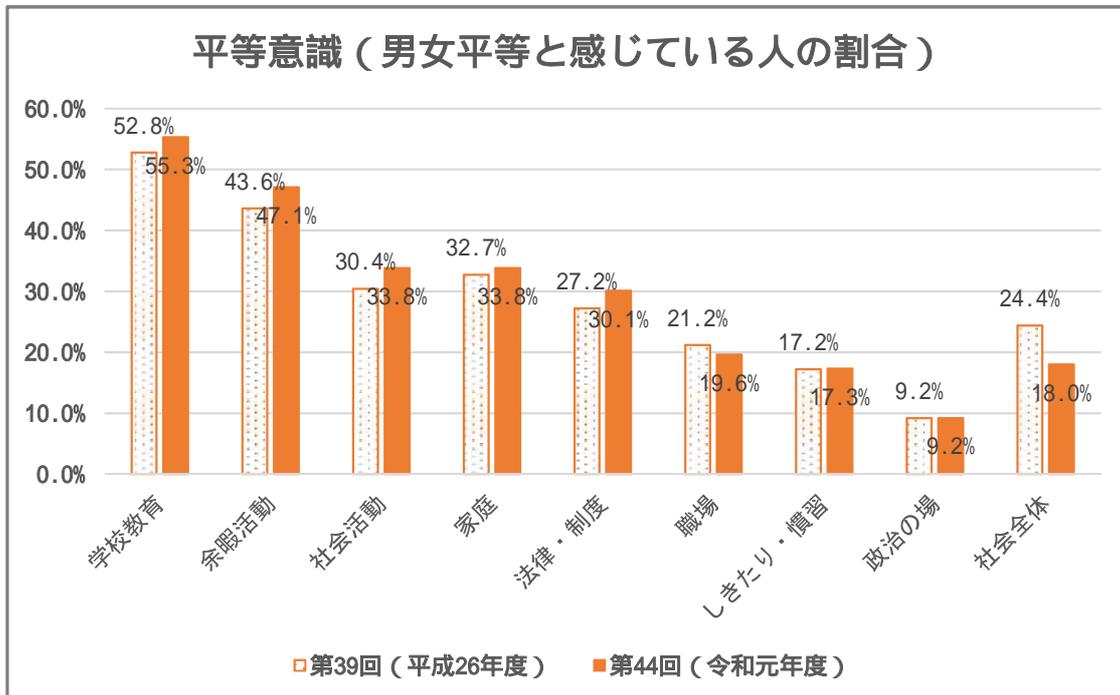
男女の地位の平等意識について、区政世論調査では、「学校教育」「余暇活動」等の分野において、「平等」と認識している割合が増えている傾向を示している等、着実に推進が図られています。特に、18歳から29歳までの若年世代は、5人のうち3人以上が「平等」と認識しています。幼少期や学齢期は、将来にわたる意識形成において大切な時期でもあることから、引き続き取組を推進していく必要があります。

一方、区政世論調査で「社会全体」において「平等」と認識している割合は18.0%で、平成26年度に実施した前回調査の24.4%を6.4ポイント下回りました。国の世論調査（男女共同参画社会に関する世論調査（平成元年度））における同旨の設問の割合21.1%も下回っています。

前回調査と比較し、各調査項目では、平等意識が向上し、又はほぼ前回と変わらない傾向を示している中で、「社会全体」に対する認識は、低下している状況にあることを踏まえ、各分野における意識啓発等を積極的に取り組んでいく必要があります。

- 男女平等意識は、その時代の枠組みや置かれている環境等の影響を受けな

がら成長の過程で徐々に形成されるものであり、教育機関、生涯学習分野等と連携を図りながら、年代に応じた意識啓発を進め、社会全体の機運を醸成していく必要があります。



（出典：第44回荒川区政世論調査）

子どもの権利擁護の推進

区政世論調査において、区民が関心のある人権課題として、全体の74%の人が「子ども」と回答しており、選択肢の中で最も関心が高くなっています。

子どもの健やかな育成は国民の努めであり、保護者や保育士、教職員等による「しつけ」「指導」と称した体罰等は禁止されています。こうした「虐待」「体罰」「いじめ」等から子どもの権利を守るため、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見を尊重するとともに、子どもの安全及び安心の確保並びに最善の利益を優先し、社会全体で取り組んでいく必要があります。

子ども自身が被害を訴えることが難しい状況も想定されることから、子どもが相談しやすい環境を整備するとともに、周囲の大人が早期に発見し、迅速な対応がとれるよう保護者や保育士・教職員を始め、地域の大人たちに対して、子どもの権利擁護について、広く周知していく必要があります。

家庭や学校等において、子どもたち同士がお互いの権利を認め、尊重し合いながら生活をしていけるよう、いじめや虐待を含む人権課題について教育していく必要があります。

あらゆる暴力の防止

性暴力、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。） 児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、職場等におけるハラスメントは、いずれも重大な人権侵害行為であり、身体を傷つける

のみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせる等、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来す恐れがあります。

配偶者等からの暴力に関する相談は、毎年度、配偶者暴力相談支援センターを始めとする区の関連窓口で800件を超える相談が寄せられています。DVが発生している家庭では、子どもに対する暴力が同時に起きている場合が少なくなく、直接暴力を受けている場合のほか、子どもの面前におけるDVにより心理的虐待を行っている場合もあります。

児童、高齢者、障がい者等への虐待は、本人が虐待を受けていると認識できていない場合も想定されるため、周囲が早期に発見することが重要です。

ハラスメントについては、職場や家庭等様々な場面で発生する恐れがあるため、区内事業者や家庭内での理解を深め、防止に向けた取組を促していく必要があります。

あらゆる暴力の防止に向けて、配偶者暴力相談支援センター、子ども家庭総合センター、男女平等推進センターを始め、関係部署、関係機関が相互に連携し合い、的確な支援を行っていく必要があります。

(2) あらゆる分野における男女共同参画の推進

区政の場や地域活動の場等、日常生活に密接に関わる様々な場面において取組を推進していくことはもとより、災害等の非常時における対応も想定しつつ、性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進していく必要があります。あわせて、全ての活動の礎となる健康づくりを生涯にわたり推進していく必要があります。

区の政策・方針決定等への参画の推進

福祉、健康、子育て、教育、コミュニティ支援、産業振興、環境清掃、街づくり等、区民生活に密着した行政サービスを担っている区の政策・方針決定の過程において、多様な人材が参画し、様々な視点や意見を反映していく意義は大きいものがあります。

現行、区の審議会等において、男女ともに参画している審議会等は8割以上であり、委員数に占める女性委員数は2割程度となっています。

区の執行機関の中において中核的な立場である区の管理監督者を含め、区の政策や方針等の意思決定過程において、性別にかかわらず、適材適所に応じて参画できる環境を作り、多様な視点による意見が反映されるよう推進していく必要があります。

地域活動への参画の推進

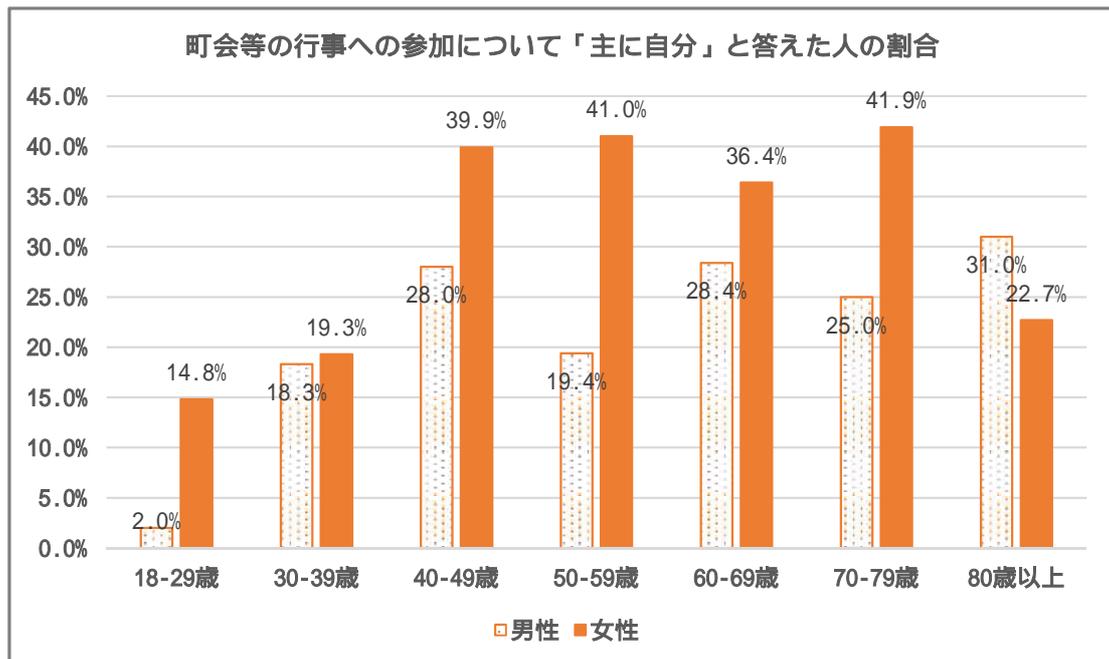
区内では、高齢者や子どもの見守り・声掛け活動、防火・防犯活動、環境美化活動、文化・スポーツ活動等、様々な形態の地域活動が行われています。また、近年、区内の外国人の人口は増加傾向にあり、生活圏内に様々な言語や文化、生活習慣を持つ方々が多く居住しています。

区政世論調査の結果では、町会等の地域行事や地域活動等への参加は、女

性に比べて男性の割合が低く、特に40代以上において、男女間の参加割合の差が大きくなっています。

毎年度実施している荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査(以下「GAH調査」といいます。)の結果において、地域の人と交流がある人ほど幸福度が高い傾向にあることが示されているとおり、地域活動への参画は、誰もが幸せを実感できる地域社会の実現へとつながっていきます。

男女、年齢、国籍、性自認・性的指向、立場等に関わりなく、区民一人ひとりが地域社会の一員として、様々な活動に参加できる仕組みづくりや意識啓発、多文化共生への理解を推進していく必要があります。



(出典:第44回荒川区政世論調査)

危機管理対策の充実

近年、全国的に、大規模な地震や風水害の発生、新型コロナウイルス感染症の拡大等、平常時とは異なる生活を強いられる場面が増えています。こうした局面では、不安やストレスから差別意識につながるといわれています。

災害等の非常時においては、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対する特別な配慮が必要となることから、荒川区地域防災計画に基づき、高齢者や障がい者の要支援者名簿の作成を始め、備蓄物資の準備等を行っています。いざというときに備え、今後も当事者の意見を踏まえて日頃から万全の準備を進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、在宅生活や在宅勤務を行う中で、性別に基づく固定的な役割分担意識が顕著に現れ、家庭内における家事、育児、介護等の負担が女性に集中したことが指摘されています。今後、在宅勤務の普及が想定される中で、固定的な役割分担意識の解消に向けて取り組んでいく必要があります。

非常時のストレスや精神的不安等から深刻化することが懸念されている児童虐待やDVの防止を含め、子どもや女性等に負担が集中しないよう、様々な視点から意識啓発を含めた取組を進めていく必要があります。

生涯にわたる健康の維持・増進

これまでのGAH調査において、健康が幸福度に最も大きな影響を与える因子であるという結果が出ているように、健康の維持・増進は、自分らしく生きるために必要不可欠な要素であり、全ての活動の礎です。

平成29年に策定した「荒川区健康増進計画」では、女性が要支援・要介護となった原因として、加齢に伴う筋力の低下や関節や脊椎の病気、骨粗しょう症等により運動器の機能が衰えるロコモティブシンドロームが約3割を占め、男性の約3倍となっています。また、男性は、喫煙や飲酒等健康を害する恐れのある生活習慣の割合が高くなっている傾向が見られます。

令和2年に策定した「第2期荒川区子ども・子育て支援計画」では、妊産婦や子育て家庭に寄り添った切れ目のない支援を行う仕組みを強化し、養育環境を整え、妊娠期を、生涯を通じた健康づくりの起点と捉え、子育て家庭全体の健康づくりを推進しています。

長寿化が進む中、ライフステージが変化しても充実した生活を送り続けるためには、性別や世代の違いに配慮した、生涯を通じた健康づくりを地域全体で推進していく必要があります。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、働き方改革関連法や育児・介護休業法を始めとする関連法の周知・啓発を推進していく必要があります。

全ての人がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、様々な場面で男女共同参画の視点を踏まえた取組が必要です。

ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の向上

令和元年度のGAH調査の結果では、ワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている人の割合は、4人に1人程度で、増加傾向にあります。一方で、30代～50代の働き盛りの層で「バランスが取れていない」と感じている割合が相対的に多い状況にあります。

個人のライフステージに合わせて、バランスを取りながら生活の質を高めていくための意識啓発を推進する必要があります。

家庭におけるワーク・ライフ・バランス

区政世論調査では、日常の家事や育児・介護の役割分担について、男性より女性の方が「主に自分が担っている」と回答する割合が高く、家庭において、性別に基づく固定的な役割意識は根強く残っています。

家庭生活で問題を抱えやすい環境にあるひとり親家庭、高齢者や障がい者を介護している家庭等、生活を送る上で困難を抱えている家庭に対する支援を的確に行っていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により、新しい日常生活のルールや働き方等、「新しい生活様式」の実施が必要不可欠となっています。中でも、テレワーク等の在宅勤務時における子育てや介護との両立が課題となっており、今後、ワーク・ライフ・バランスの実現にも大きな影響を与えることが想定されます。こうした新たな課題も踏まえて、ワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

働く場におけるワーク・ライフ・バランス

区政世論調査では、「家庭生活」「仕事と家庭のバランスが取れた生活」を重視している人の割合が高く、「仕事」のみを重視している人の割合は低い傾向がありますが、現実には「仕事優先」の生活を送っている人の割合が高くなっています。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要な取組として、「休暇の取りやすい職場の環境整備」を4割超の人が、「職場の就業時間の短縮」も3割を超える人が挙げており、未だに職場において整備が不十分とされています。

働く人のワーク・ライフ・バランスの考え方が重視され、男女ともに仕事と家庭生活が両立できる環境整備が必要です。

就労に関する支援

総務省の「労働力調査」によれば、近年の就業率は、令和元年度まで、男性・女性ともに上昇し、特に女性の上昇率が高い傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2年度は、男性・女性ともに減少に転じています。

中でも、女性の労働者の5割超を占めている非正規雇用者は大幅に減少し、男性の倍以上の減少傾向がみられます。一方、女性の正規雇用者が増加している状況もうかがえます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、企業の雇用状況も大きく変わり、就労に対する不安が高まっている状況にあります。

仕事の場面で活躍したいと希望する全ての人が、働き方を含めて能力を發揮できる環境を整備する必要があります。

地域におけるワーク・ライフ・バランス

職場や家庭だけでなく、趣味や学習、ボランティア活動、地域活動等の余暇活動への参画を通じて自己実現を図ることは、ワーク・ライフ・バランスの実現につながります。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、誰もが地域活動に参加しやすい環境を整備していく必要があります。

(4) 計画推進に向けた体制の整備

男女平等推進センター機能の充実

男女共同参画社会を実現するための施策は、区政のあらゆる分野にわたっており、その施策を総合的かつ効果的に展開していくために、中心的役割を担う男女平等推進センターの機能の充実を図る必要があります。

区民参画による推進体制の整備

家庭や地域、働く場等において、男女共同参画を着実に推進していくため、区民・区内事業者等の参画の下に地域全体で取り組んでいく必要があります。

区職員の意識づくり

区政の各分野に携わる区職員自身が、男女共同参画の視点を日常業務の中で生かしていけるよう、その必要性の理解を深め、更に推進していく必要があります。

2 計画の基本理念及び基本目標

男女共同参画社会基本法の前文において、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」が緊要の課題であり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であると示されています。

本計画は、男女共同参画社会基本法に示されたこの理念を踏まえ、働き方やライフスタイル等が多様化する中で、区民一人ひとりが、それぞれの多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を実現するため、基本理念を次のとおりとします。

基本理念

誰もが自分らしく生きることができる社会の実現

誰もがかけがえのない存在として、尊厳が守られ、自分らしく生きることができる社会の実現は、全ての人々の切実な願いです。

全ての人が自分らしく生きることができる社会を実現するためには、私たちの誰もが、男女、年齢、国籍、性自認・性的指向、立場等にかかわらず、幅広く多様な属性の人々の生き方を理解することが必要です。

地域の中で、互いを認め合い、人権と多様性を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すことにより、区民一人ひとりがいきいきと輝きながら暮らすことのできる「幸福実感都市」の実現をより加速していきます。

職場、学校、家庭、地域等、日々の生活のあらゆる分野に密接に関わっている男女共同参画の推進は、こうした社会の実現に向けた大きな原動力となるものです。



基本理念を実現するための基本目標

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める | 2 あらゆる分野において男女共同参画を推進する |
| 3 全ての人のワーク・ライフ・バランスを推進する | 4 計画推進のための体制を整備する |

3 計画の体系

基本目標1 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

1	人権尊重・男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権尊重意識の醸成 (2) 子どもの権利擁護・意識啓発の推進 (3) 男女平等教育の推進 (4) 教職員等の研修の充実 (5) 男女平等の視点に立った家庭教育の推進
2	多様性を認め合う視点での広報・啓発・支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) あらゆる機会を活用した広報 (2) 男女共同参画の学習機会の提供 (3) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実
3	あらゆる暴力の防止に向けた取組の推進 【(1)~(3):荒川区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (2) 児童・高齢者・障がい者への虐待の防止 (3) 暴力被害等に関する相談体制の充実 (4) ハラスメントの防止

基本目標2 あらゆる分野において男女共同参画を推進する

1	区の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> (1) 審議会等への女性参画の促進 (2) 区民意見の反映機会の充実 (3) 区職員の意識形成及び管理監督者への女性の参画の推進
2	地域を活性化させる活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域活動における男女の活躍の場の拡大 (2) 地域・社会活動への支援及び活動団体の育成 (3) 地域・社会活動団体との連携の強化 (4) 中高年世代の地域参加・活動への支援 (5) 多文化共生の推進
3	危機管理対策における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な視点を入れた危機管理対策 (2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援 (3) 災害時・緊急時における相談・支援体制の整備 (4) 防災等に関する教育の推進
4	生涯にわたる男女の健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりに関する情報提供 (2) こころや身体についての相談の実施 (3) 生涯を通じた健康づくりの推進 (4) スポーツを通じた健康・体力づくりの推進 (5) 妊娠・出産・子育てに関わる支援

基本目標3 全ての人のワーク・ライフ・バランスを推進する

【荒川区女性の活躍推進計画】

1	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり
2	家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 家庭生活における男女平等意識の推進
		(2) 多様な子育て支援
		(3) ひとり親家庭への支援
		(4) 高齢者・障がい者と介護者への支援の充実
3	働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 多様で柔軟な働き方の推進
		(2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援
		(3) 働きやすい職場環境の整備支援
		(4) 事業主団体等との連携強化
4	切れ目のない就労支援	(1) 就労に関する情報提供及び支援
		(2) 就労に関する相談体制の充実
		(3) 起業・開業の支援
5	地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり
		(2) 地域・社会活動を行うための活動の仕組みづくり

基本目標4 計画推進のための体制を整備する

1	男女平等推進センター(アクト21)の機能の充実	(1) 情報の発信と学習機会の提供
		(2) 相談事業の充実
		(3) 区民参画による自主的な事業の推進
		(4) 人権推進の視点を踏まえた全庁的な連携の強化
2	区民参画による推進体制の整備	(1) 区民参画による推進体制の整備
3	男女共同参画社会形成への区職員の意識づくり	(1) 区の組織全体における男女共同参画の取組の推進
		(2) 区職員に向けたハラスメント防止のための取組の推進

